

「中立」新聞の形成

——明治中期における政府と朝日新聞——

有 山 輝 雄

一

明治十年代のジャーナリズムは、自由民権派新聞の反政府的言論によって特徴づけられる。それは、政府側から見れば、「新紙雜報概ネ皆ナ慷慨激烈ヲ主トシ政府ヲ攻訐シ朝廷ヲ非毀スルヲ務メ奔競無頼ノ徒平生米佛亡国ノ書ヲ読ム者争テ之ニ附和シ動モスレハ民権ト云ヒ自由ト称シ朝廷ヲ侮慢シ倔強不順以テ相誇リ邪說暴行至ラサル所ナク閭閻無知ノ民目潤ヒ耳熟スルヨリ遂ニ朝旨ノ在ル所ヲ知ラス政府ノ主義ヲ覺ラス唯タ慷慨激烈ノ說ニ眩惑セラレ相率イテ

不逞ノ徒トナルモノ比々然ラサルモノナシ」という状況であった。これに対し、政府は二面の政策をとったと言える。即ち、一方では、新聞紙条例、出版条例、集会条例などの法規を公布し、反政府言論に厳しい弾圧政策をとり、また一方では「東京日々新聞」などの御用新聞を保護し、政府弁護の論陣を張らせるといふ政策である。

しかし、政府の政策は、これにつぎるものではなく、特に明治十年代半ばから新しい方策を探る動きが登場した。その一つは、政府機関新聞発行計画である。その中心は、大隈重信であった。参議大隈重信は、明治十三年三月二十二日「法令公布ノ日誌ヲ創定スルノ議」を提出し、同年四

月二十二日裁可を得た。この「法令公布日誌」は、伊藤博文、井上馨らの働きかけによって、福沢諭吉が引き受けることとなり、明治十四年三月には新聞の基本的性格につき大隈と福沢の間ではぼ合意が成立した。それは、「某日誌社へ命令書案」としてまとめられた。同案によれば、「某日誌ハ毎号之ヲ官報ト私報トノ二部ニ区分」する二本立てであった(第二条)。官報の部は、「該当ノ官庁ヨリ下附スル文案則チ法令規則訓状及ヒ任免ノ事ヲ記載スヘキモノトシ其記事ニ就テハ總テ該官庁担保ノ責ヲ任スヘシ」(第三条)。また、私報の部は、「政事經濟若クハ學術上ノ論說記事ヲ掲載シ其文案ハ某日誌社之ヲ編纂シ予メ該当官吏ノ檢閱ヲ經タル上記載スヘキモノトシ其至急ヲ要スルノ場合ニ於テハ逐一成文ノ檢閲ヲ經ス其趣旨ヲ布告掛ニ申報シ其承認ヲ得テ文案ヲ編纂シ直ニ記載スルコトヲ得而シテ何レノ場合ヲ問ハス私報ノ部ノ記事ニ就テハ某社担保ノ責ニ任スヘシ」(第四条)とされている。

この案では、官報の部は法令公布の告知を主とし、私報の部が反政府言論への対抗的言論の役割を果たすこととなっている。ただ、一つの新聞に官報と私報を併載する形態から、自由民権派言論への対抗という側面は弱いと言え

る。私報の部は「某社担保ノ責ニ任」ずるが、原則として政府の事前検閲を受けなければならぬ。但し、「至急ヲ要スルノ場合」は趣旨説明によって事前検閲を省略でき、この規定の運用によっては新聞社はある程度の自由裁量を得ることができる。しかし、基本的にはこの新聞は政府機関新聞であり、政府の政策の拡声器の役割を目指していたことは言うまでもない。しかし、この計画は、明治十四年の政変によって結局実現せず、福沢諭吉は独力で「時事新報」を創刊することになったのである。⁽³⁾

こうした政府機関新聞計画とともに政府部内の有力な言論政策は、中立的言論の育成であった。井上毅は、明治十四年の「人心教導意見書」において、「大坂ニ、一ノ半官新聞ヲ置クベシ 半官新聞、并本願寺等ノ新聞ハ、政府ヨリ補助金ヲ与へ、社長ヲ認可シ、社説ニ於テ、政府ノ政令ニ異見ヲ抱クトキハ、沈黙ノ自由ヲ得ルコトヲ許ス。其他、各新聞ヲ牢絡スルハ、必要ニ属スト雖モ、従前ノ經驗ニ抛ルニ独リ平和ノ日ニ恃ムベキノミ」と述べている。この方策では、半官の新聞、本願寺等の非党派的新聞に補助金を与えて育成し、しかもこれらの新聞には政府を直接代弁させるのではなく、場合に依りて「沈黙ノ自由」を認

め、外面での中立性を維持させるといふ高等政策である。公然たる政府御用新聞は、その定評の故にかえつて影響力の限界があり、一見不偏不党的立場をとっている新聞を背後から育成することによって「人心」を効果的に「教導」しようというのである。

山県有朋(当時参事院議長)の「官報発行の建議」(明治十五年)も同様の発想に立っている。同建議では、大限の「法令公布日誌」を「進ンテ政府ノ主義ヲ発揚シ世道人心ヲ匡濟誘導スルニ足ラス」と批判し、「新報ハ官報ヲ経トシ私報ヲ緯トス官報トハ何ソ政府公然新紙ヲ発行シ其主義政道ヲ明ニスルモノヲ云フ私報トハ何ソ政府陰カニ私社ヲ助ケテ新紙ヲ発行セシメ私報ヲ以テ輿論ヲ争フモノヲ云フ」と、官報と私報の使い分けを構想している。官報は、法令の掲載にとどまり、「錐毛ヲ弄シテ駁論排説スル所ナシ」と、反政府言論と敢えて論戦を挑まない。かわつて、「外ニ在テ暗ニ之ヲ応援補助スルモノ」が、私報である。「私報トハ何ソ名普通ノ新聞紙ニシテ官実ニ之ヲ資助ス一時ノ名士達観ノ人ヲ延テ社員ニ充テ文筆ヲ揮ヒ理義ヲ闡キ官報ヲ輔翼シ世道人心ヲ匡正シ邪説ヲ排ケ正論ヲ抽ンスルモノナリ」とされた。政府は、自由民権派言論との論争に

直接参加せず、寧ろ論争から超然とした位置に立つ方が世論対策上望ましいというのである。そして、政府は名望ある記者を擁する「普通ノ新聞紙」に非公然の資金援助を与え、それを通して「輿論ヲ争フ」という策である。ここで想定されている「普通ノ新聞紙」とは、既に定評のある御用新聞ではなく、外面は中立的立場をとる新聞であろう。

こうして、明治十年代半ば頃から、政府の言論対策上中立的新聞の育成が重要な問題となってきた。政府側からすれば、反政府的言論と親政府的言論の全面衝突状況、即ち「多事争論」的状况こそ憂慮すべき事態であった。論争の秩序化、言論の制度化をはかるためには、「不偏不党」、「中立」などと自称する新聞の興隆は、政府にとって極めて望ましいことであつたのである。

二

朝日新聞は、明治十二年一月二十五日創刊された。出資者は、醬油製造業を営んでいた木村平八、経営者はその息子の騰、名義上の所有者は村山龍平、編集の主幹は津田貞であつた。創刊時の朝日新聞は、「勸善懲惡ノ趣旨ヲ以テ

専ら俗人婦女子ヲ教化ニ導ク」ことを掲げ、新聞の種類からすれば典型的の小新聞であった。当初の経営は比較的順調であったが、主幹津田貞と経営者とが方針を巡って対立したことから大きな危機が到来した。明治十二年、津田貞は、木村家と朝日新聞社の経営を分離すること、小新聞朝日新聞以外に大新聞を創刊することという二点の提案を行った。しかし、これらを木村平八が拒絶したところから、両者の対立は決定的となり、明治十三年五月津田は彼の部下を引き連れ一斉に退社した。しかも、同年八月「魁新聞」を創刊し、朝日新聞と対抗する行動にでた。これらの事件から、木村父子は次第に新聞経営の熱意を失い、明治十四年一月、所有権をこれまで名義上の所有者であった村山龍平に譲渡することとした。

これを機に朝日新聞は、村山龍平と上野理一の共同所有・共同経営するところとなった。村山の出資額は二万円、上野の出資額は一万円であったとされている。しかし、村山と上野の共同出資は何故か社内外に極秘に付された。『村山龍平伝』は、「上野はことさらに謙虚な性質態度であったから社内ですらこれを知るものなく、表面営業主任のまゝでいたが、その実経営一切が両者の協議で行われ

たのである。」と記述している。

村山・上野の共同経営に移行してからの朝日新聞の経営は、容易ではなかった。共同経営移行直後の明治十四年一月二十五日に小室信介執筆の「平仮名国会論」によって三週間の発行停止処分を受けたのである。発行停止によって営業上多大の損失を受けただけでなく、競争紙の魁新聞はこの間に発行部数を大いに伸ばしていった。また、広告掲載量においても、朝日新聞は魁新聞に大きく差をつけられていたのである。

魁新聞は社内事情から明治十四年八月廃刊し、朝日新聞にとつて当面の競争紙は勞せずして消滅した。だが、朝日新聞の経営困難は根本的には解決しなかった。明治十五年三月、上野理一は村山龍平宛に経営改善のための建議書を提出している。そこでは、購読料と広告料の値上げによつて収入増加を計る一方、社員削減などの合理化を実施することが提案されている。朝日新聞は、経営困難のためになんらかの打開策をとらねばならない状態にあったのである。

内部に経営的困難を抱えてはいたが、朝日新聞は大阪に強力な競争紙がないこともあり、発行部数の面では、優勢

な地位を占めていた。明治十五年の年間発行部数は、四一
二万六、〇〇〇部で、第二位の大阪新報の一三四万四、〇〇
〇部を遙かに引き離していた。⁽⁹⁾朝日新聞社内資料によつて
も、明治十五年下半年一日平均部数は約二万部である。⁽¹⁰⁾そ
れだけ、政治・社会への影響力の大きい新聞であつたので
ある。

三

朝日新聞の経営困難と政府の中立新聞育成策とが、兩者
を結びつけることになつた。その直接の契機ははっきりし
ないが、先の井上毅の「人心教導意見書」でも、大阪に
「半官新聞ヲ置ク」ことが提案されており、朝日新聞は十
分利用価値があつた。他方朝日新聞においては、経営苦境
乗り切りのために、資金を必要としていた。このため、明
治十五年四月から、朝日新聞は、密かに政府の資金的援助
を受けることになつたのである。この資金援助の方法は、
三井銀行を介在させた複雑な関係となつていた。⁽¹¹⁾

まず、明治十五年四月、朝日新聞は三井銀行から一万五千
円を借入した。抵当は、借入金と同額の朝日新聞社株券で

ある。利子は金百円に付き一ヶ月一元とされた。この借入
金は、明治十五年四月から毎月五百円を返金することと
し、明治十八年三月に皆済の予定であつた。⁽¹²⁾ところが、同
日付けの朝日新聞宛三井銀行の「確証」によれば、この毎
月五百円返金は朝日新聞が支払うのではなく、「返金之儀ハ
兼而御締約之通」「東京尔於而貴殿（引用者註）朝日新聞のこ
と）代理某殿より」支払うこととなつてゐる。この「某
殿」は、別の文書では「〇〇御方より月々賦入代償相成」
「某公及井上毅君等ト社長トノ密約」⁽¹⁴⁾などと表記され、人
名は極秘扱いとなつてゐる。しかし、密約には、松方正義
と井上毅とが深く関係してゐたことは、資料から確實であ
る。⁽¹⁵⁾ただ、この「某殿」が松方正義本人を指すのかは、分
からない。政府の窓口が誰であつたかは、ともかくも、こ
れは一政治家個人と新聞社の関係ではなく、政府と朝日新
聞社との関係であつた。朝日新聞補助資金は内閣機密費か
ら出費されてゐたことは確實である。その根拠は、伊藤博
文『秘書類纂・財政資料』中巻所収の「内閣機密金勘定
書」である。それによれば、「金百三十六円九十三銭九厘
朝日新聞補助金十五年五月ヨリ十八年四月迄毎月金五百円
ツツ相渡猶不足ノ分本行ノ通渡済明細勘定書並受取書ア

リ」とある。⁽¹⁶⁾これは、補助金額、時期とも三井銀行返金と一致している。即ち、表面的には朝日新聞は通常の借入契約の形式で三井銀行から借金し、その返金を「某殿」(政府)が代理返済することで政府からの補助金を受けていたのである。

しかも、朝日新聞と政府の関係はそれだけではなく、明治十五年五月、政府は別に三井銀行に金一万円を下付し、その金を以て朝日新聞の株式を所有させたのである。その株式保有は、政府は勿論、三井銀行も表面に出ることなく、大阪下高麗橋通の銭両替渡世小野十作の名義とした。⁽¹⁷⁾

小野の株式所有が、三井銀行を媒介にした政府の出資であることは朝日新聞も承知していた。但し、社内でもこの関係は機密にされ、承知していたのは上野理一など極めて少数の幹部社員のみであったと推定される。

要するに、政府と朝日新聞は、二重の関係を持っており、一方において政府は朝日新聞の借入金返済を肩代わりすることによって毎月の補助を与え、また一方政府は、三井銀行と小野十作を介在させて秘密に朝日新聞に出資していたのである。朝日新聞は、三井銀行からの一万五千元と政府出資の一万円という政府の二重の補助をえていたの

である。しかも、この資金援助の秘密を守るため、三者は複雑な関係をとり、政府は一切表面にでない。⁽¹⁸⁾

政府と朝日新聞がこうした秘密の関係を締結することによって、朝日新聞の言論・報道活動についていかなる協定が成立していたかを直接示す文書はない。だが、成文化していたかはともかくも、両者の間に編集方針に関する了解が成立していたことは確実である。それについて、上野理一は、西村虎四郎宛書簡(明治十六年五月四日)において、

「社長方結ヒタル密約ノ事モ最初ヨリ其議ニ與リ以テ補翼スル所モアリ今其書及事実ノ大要ヲ按スルニ我社ノ新聞紙ニ記載スル所勤王即チ官権主義ヲ固執スルト雖ドモ表面政黨ニ関セス中立ヲ仮粧シテ以テ間接ニ我党論ヲ主張或ハ之レヲ弁護シ傍ラ反対論者或ハ民権家ノ暴説ヲ駁撃スル等レナリ」と述べている。即ち、朝日新聞は、「勤王即チ官権主義」を主張しながら、表面では「中立ヲ仮粧」して反政府言論、自由民権派言論を批判するというのである。ここに、当時の状況における「中立」言論の果たす政治機能があったのである。

政府とこのような密約を結んだ朝日新聞は、明治十五年七月一日、紙面で「吾朝日新聞の目的」と題する論文を発

表した。そこでは、「世の人は今日の新聞を視て一概に政談を載するの機會の如く見做し、彼は官権に左袒するもの如し。是は純粹の改進黨なりと皮相上より揣摩の臆評を下し、新聞とさへいへば必ず官権改進黨の兩党何れにか与すべきものと想像するは大なる謬見と謂はざるを得ず。夫れ政略を論ずるは固より今日の急務なり、然りとはいへども政略の外に猶論すべき急務の更に之より大なるものなからんや。(中略)然らば則ち政略を論ずるは末なり、徳義を培ひ廉恥を養ふは本なり」と非党派的な小新聞の立場を讀者に向かつて表明している。

また同時に「朝日新聞執務規定」を社内を実施したが、その「編輯課及職掌」の第一条は、「政府ノ法律ニ悖ラズ、世上ノ報道ヲ怠ラズ、他ノ浮説劇論ニ雷同セズ、公平無私ニテ勸善懲惡ノ旨ニ則リ、人智ヲ開導シ、努メテ弊風ヲ矯正シ、実益ヲ興起センシムル等ノ精神ヲ以テ、新聞ノ編纂ヲ掌ル」と規定している。⁽¹⁹⁾これも、密約を知らない社員に非党派性「公平無私」を指示しているのである。

これらが、政府との密約にそつて対外、対内に「中立ヲ仮粧」するための方策であつたことは言うまでもない。一つは、過熱化した政治的関心を分散、冷却させるため「政

略の外」・非政治的問題の提示である。その「政略の外」の課題とは、「徳義廉恥」の回復・秩序の復活である。「徳義廉恥」の回復は、「多事争論」状況を非政治的に秩序化するという政治的機能を果たしていく。また一つは、政治的立場としての「公平無私」である。「公平無私」からの「民権家ノ暴説」批判は、政府御用の言論以上に効果的な民権派批判の言論となつていったのである。

これら公表されている論説・「執務規定」とは、別に朝日新聞は明治十五年七月一日付けで、「朝日新聞社内規約」を定めた。ただし、これは小野十作(政府代理人)の出資が明示されているため、村山、上野、政府(三井)の間の秘密合意とされ、外部には公表されなかつた。⁽²⁰⁾

これは、「大日本政府ニ於テ制定セラレタル新聞紙条例ヲ遵奉シ朝日新聞ヲ発兌シ營業ノ目的トナスニ付左ノ条々ヲ決定シテ内規約トナス」という前文以下全十一条からなつてゐる。新聞の基本的性格について、「当社營業ノ目的ハ傍訓繪入新聞ヲ発行シ傍ラ印刷ノ業モ兼ヌル者トス」(第三条)と定められてゐるのみで具体的な編集方針の規定はない。資本金は、総額三万円。各人の出資額は、いずれも一株百円で、村山龍平一三四株、小野十作百株、上野理

一六六株となっている。これによれば、小野十作即ち政府の出資額は、上野理一の出資額より多く、総額の三分一という大きな割合になっていた。また、「当社ノ組織ハ第六條ニ掲ルノ如ク合資本共有ノモノナリト雖ドモ公然明示スベカラザル事状アルヲ以テ一切ノ公事ハ村山龍平所有ノ名義ヲ使用スル者トス」(第十条)とされた。これは、政府補助の秘密を守るための措置である。しかし反面では、事実上の共同出資者である上野理一の社内的立場を微妙なものにし、後に問題となることになった。

四

こうして始まった政府の朝日新聞に対する秘密援助は、政府の秘密出資まで含むものであっただけに、村山・上野の共同所有・共同経営体制にも複雑に関係することになった。

特に、上野理一は、三井銀行の西村虎四郎に書簡を送り、「合併資本ナルガ故株主申合定款即チ規約書ノ儀ハ既に該株式証明ノ如ク整ヒ已ニ交付成ルヘキニ其儀無之大ニ其順序ヲ誤ルト謂フヘシ」と、定款・規約書編成の急務を

説き、西村から村山へ働きかけを度々要望している。恐らく、共同出資者である上野としては、定款・規約書を整備することによって社内での自己の地位を明確にしておきたかったとみられる。村山も、定款・規約書整備の必要性を認めていたようだが、明治十六年には実質的な進行はなかった。

この間、政府の援助もあって、朝日新聞の社業は次第に拡大し、明治十七年十二月には、中之島三丁目の旧宇和島藩邸を新社屋予定地として買収した。そして、明治十八年に入ると、借入金皆済期日も迫ってきただけに、関係者の間で様々な動きが生じた。明治十八年二月一日付けの西村宛の書簡で上野理一は、新社屋移転計画と、それに伴い一万円の増資が計画されていることを報告している。上野としては、増資そのものには異論はないものの、「元来此規約編製ハ十五年七月一日ニシテ事匆卒ニ出テ概孟浪不稽也」と現行規約の不備を指摘し、現行規約のままの増資に不安を表明している。しかし、この増資計画は、五月十七日付けの上野書簡では、「未議決」と報告され、結局この時は実現しなかったと見られる。

更に、八月九日付け西村宛書簡で、上野は「某社規約改

正論も目下中止ニ仕候。此ツケハ先達而松方公当地へ御出張之際矢張右義ニ付得密会乍匆卒大意申上候処、於同公当度ハ明日出発之今日之事ナレハ何ヲ談シテ違マナク孰れ其中規約取調可致兎ニ角夫迄ハ勉強可致呉云々ト御挨拶有之」と述べている。これによれば、村山と上野は大阪出張中の松方正義に面談し、規約書問題につき彼等の意向を表明したが、松方は意見を明確に表明しなかった。こうした動きからも、朝日新聞と政府との密約について、松方が深く関わっていたことが窺える。また、この密会において、村山と上野は、規約書問題だけでなく、今後の政府との関係についても提案を行ったようである。

明治十八年八月二十日付けの村山龍平、上野理一宛の書簡において、西村虎四郎は、「去ル十五年四月貴社へ貸金壹万五千元也其後〇〇御方より月々賦入代償相成」「当八月ニ至決算相成候」と、三井銀行からの貸金の決算が完了した旨を報告している。更に、続けて「就而者本行へ御差入之証書返却之如何ヲ〇〇御方へ相伺候処、過般松〇公御在坂之砌右金額ニケ年或ハ三ケ年間ニ貴社より割返納之義御上申有之由」と述べている。これによれば、村山と上野は、三井銀行からの借用金が政府の代償によって皆済され

た後、政府にその金額を返済する計画を提案したようである。

しかし、この問題については、村山龍平と上野理一の意見に相違があったようで、上野理一は後日に単独で西村に書簡を送り、規約不備のまま政府が出資金を回収してしまうことのないよう要望し、あくまでも規約書整備の必要性を説き、近日村山龍平に意見書を提出する意思のあることを述べている。²³ところが、上野書簡の三日後、村山龍平と上野理一の連名で出された西村宛書簡で、朝日新聞としての正式の意向を伝えている。²⁴それは、「兼て〇〇公へ申込候と聊か齟齬致候」と述べられている通り、先に松方に提示した案の修正案であるとされている。この案の要点は、小野十作名義の政府出資金「則木乃壹万円」を政府の株式所有から政府からの借用金という形式に改め、この借用金を無利息五年賦として向こう五年間で朝日新聞が返済するというものである。この書簡では、先に政府が代償した一万五千元に関する記述がないので、この処理については、不明である。いずれにせよ、この案は、段階的に政府との秘密の関係を解消しようとする朝日新聞の狙いがあることは明らかである。この頃の朝日新聞としては、政府との関

係解消を意図したのだが、政府からの出資金がかえって難問となつてしまつたため、借入金への切り換えをはかつたのであらう。

こうした朝日新聞案に対して、政府側はいつまでもその回答を明らかにせず、事実上受け入れなかつた。明治十八年十一月二十八日付けの西村宛の書簡で、村山龍平は「先般来以書面懇願仕至候一条未タ何等の御沙汰も無之義ハ其筋に於ても且下其運びに至り兼候義と推察仕候。就ては小生共に於ても一旦斯懇願仕候処、現今に於て懇願之趣旨履行仕りがたき事情出来旁以右懇願之筋は一と先御取消相願更に既時の御約束により万事御取扱奉願度可然其筋へ上申奉願候」と、先の提案を自発的に撤回することとした。撤回の理由には、「小生共に於て」と社内事情があげられているが、これが具体的に何を指すのかは明らかでない。ただ、先の上野書簡でも、上野は政府が株主の地位を放棄することに懸念を持っていたので、社内の意見調整ができなかったとも推測できる。

こうして、三井銀行借入金返済によつて、朝日新聞に対する政府の毎月の補助は終わった。井上毅の「新聞発行意見書」中に「大坂ノ朝日新聞ヲ初メ其他ノ保護ヲ停止シタ

ルハ十七八年ノ事ナリ」とあるのは、毎月の補助金が停止されたという意味である。²⁵⁾しかし、政府が小野十作の名義で極秘に出資していた朝日新聞の株式は従来通り維持されることになつたのである。それは、明治十九年二月にはこれまで通り、株式の配当が政府の代理人である西村に支払われたことから確認できる。²⁶⁾

五

朝日新聞株主の地位を維持した政府は、朝日新聞との秘密関係を整備していこうとする政策をとつた。特に、これまでからの懸案であつた規約書の改定を朝日新聞に迫ることになつたのである。しかも、そこには朝日新聞の社内事情も絡み、関係は複雑なものになつた。明治十九年三月四日、西村虎四郎は村山龍平に書簡を送り、小野名義株券問題については、「〇〇大臣へ上申且其筋諸君へも周旋致置候処、何等御沙汰も無之過來候。然ニ此頃右事件且は貴社将来ニ係り堅確之御談も被成置度御趣意も有之依而貴契速ニ上京可有之様迂老より可及報知トノ御内沙汰ニ候」と、政府側より村山龍平の上京を促す命令があつた旨伝えてい

る。これを受けて、村山は同年三月十八日上京した。⁽²⁷⁾ 村山の東京については、上京期日を承知した旨の西村虎四郎宛青木貞三官報局長の書簡があることから、内閣官報局の指示によつたものであることが分かる。⁽²⁸⁾

ところが、この村山龍平の上京とは別に、上野理一は明治十九年三月十一日に西村虎四郎に独自の意見書を送り、「一応〇〇公へモ御伺被下候様致度、尤案文中不都合之廉ハ無論御修正被下候共大意御採聴被下候ハバ更写し貴家ノ御意見ヲ以御提出被成候モノノ如ク共ニ兩人へ御示被下候様に御運ヒニ願上度候」と述べている。この上野案と見られるのが、「改正ノ大意并規約草按」と題された文書である。⁽²⁹⁾

この文書は、「会社ノ規約定款ヲ改正スルノ議」と「改正朝日新聞社規約書」の二つの部分からなっている。「会社ノ規約定款ヲ改正スルノ議」では、現行の規約が極めて不備で、株主の権利義務が明確でないことを指摘し、すみやかな規約・定款の改正を訴えている。これは、これまで上野が繰り返し主張していた点である。

「改正朝日新聞社規約書」は、第一章組織、第二章目的及び役員、第三章勘定及会議、第四章改正の四章から構成

され、全三十条からなっている。その要点を記せば、朝日新聞は合名会社として組織され、株主の名前は明記されていないが、「三名」とされており村山、上野の他に小野十作（政府）の株式所有を前提としている。組織の点で注目されるのは、「本社ノ財産及本社興廢ニ関係アル事柄ハ名義人又ハ社長ニ於テ之レヲ専断スルコトヲ得ス倘シ専断ニ出テ本社ノ損害トナリタルトキハ委託物費消ノ責ニ任ス」（第九条）「別ニ簿冊ヲ製シキキ本社ノ財産及ヒ本社ノ権利義務ニ関スル条件ハ總テ詳細ニ之レヲ登録シテ名義人カ財産ト混淆セサルコトヲ要ス」（第十条）などと、名義人（村山龍平）の権利範囲を明確に限界づける規定が定められていることである。役員は、「定式惣会ニ於テ投票ヲ以テ」、社長・取締役・会計役の三名が選任されることになっている（第十六条）。暗黙の内に社長には村山龍平、取締役には上野理一が予定されていたのであろう。役員の権限としては、「社長ハ取締役會計役ト評議シテ總テ雇員ヲ指導進退黜陟ヲ司リ本社ヲ統轄スルノ責メニ任ス」（第十七条）、「取締役ハ本社營業ノ盛衰又ハ社員ノ勤惰等物テ内外務取締ノ責ニ任ス故ニ第十條及第二十條ニアル簿書等ノ如キ本社ノ権利義務ニ関スルモノ一切之レヲ保管スルモノト

ス」(第十八条)と定められていた。これら規定は、いずれも社長の独断専行に制約を加え、取締役の権限を強化するなど社長と取締役との共同経営の性格を強く打ち出している。上野理一の意図が、自己の社内的地位を安定させ、朝日新聞の共同所有・共同経営体制を明確にすることにあったことは明らかである。

また「目的」では、「第十四条 本社営業ノ目的ハ政府ノ法律命令ヲ遵奉シテ傍訓挿絵新聞ヲ定時発行シ又ハ印刷物ノ需メニ応スルニアリ但右ノ外何事ニ憑ラス経営スルトヲ得ス」、「第十五条 本社新聞ノ大主義トスルトコロ上ハ万世不易ノ国体ヲ保維シ下ハ公衆ノ康福權利ヲ増進セシメ外ハ我が国権ヲ拡張シ各国ニ対シ光榮ヲ保タンコトヲ希望シ内ハ普通教育ト殖産興業ヲ奨励シ漸ニ循ヒ歩ヲ進メ旧守ニ泥マス急躁ヲ争ハス恒ニ秩序ト進歩トノ併行ヲ求メ倍我が国安ヲ維持シ愈我カ社会ノ改良ヲ冀図スルモノトス」と記されている。これは、反体制的、反政府的言論活動の否定を意味している。しかし、殊更に親政府的立場を表明しているのではない。寧ろ、先にも指摘した通り、「中立ヲ仮粧」することによって体制の安定に寄与することを計算しているのである。

上野理一が、こうした意見書を西村に提出していたことを村山龍平が承知していたかは不明である。しかし、政府、三井側は、朝日新聞社内が一本化していないことを知っていたのであるから、上京した村山龍平と政府・三井銀行との交渉は錯綜したものになったろう。この交渉経過を直接示す資料は、現存しない。しかし、村山が上京中の明治十九年四月六日付けの二つの文書が残っている。

それは、「朝日新聞改正内密規約」と「内約」と題された文書である。⁽³⁰⁾「朝日新聞改正内密規約」は、これに付けられている附箋に、「此稿は理一ガ東上セントスル前即十一日二十日頃村山氏が起草トテ示シタルモノナリ」とある。これからすれば、これが規約書の村山龍平案である。また、文書の日付は明治十九年四月六日とあるが、上野に示したのは明治十九年十一月二十日頃ということになる。⁽³¹⁾従って、この文書は上京中の村山が政府との交渉のなかで上野との事前の了解なしに提出したものと見る事ができる。また、これが同じく四月六日付けの「内約」と関係があることは確かである。

この村山案の「朝日新聞改正内密規約」は全十五条で、基本的には明治十五年七月一日の「朝日新聞社内規約」に

修正を付加したものである。修正された点は、(1)総資本金が三万円から四万四千五百円(四百四十五株)に増額され、村山龍平の保有株が百三十四株から二百三十一株に、上野理一が六十六株から百十四株にそれぞれ増加。小野十作は従来通り百株で、相対的割合は低下させられている。(2)小野十作持株(即ち政府持株)は「元来小野十作ニ於テ当社ヲ補助スルノ精神ニ出スル者ナレハ此百株ニ対スル純益配当ハ勿論利息等ヲモ一切払ハサルモノトス」という条項(第十條)が付加されたこと。(3)第十一條として「当社株主ノ權利ハ一株ニ付一個ノ權利ヲ有スルモノトス」と、株主の權利を明記した条項が付加されたこと、などである。

この案から見ると、村山が規約の形式の面では、明治十五年七月一日の「朝日新聞社内規約」を大幅に変更しない方針を取っていたことが窺える。先の上野案より遙かに簡単な条項から成立し、社内体制では役員の規定等の共同経営体制は、この規約では明確でない。また編集方針等についても、明治十五年規約と同様に「傍訓絵入新聞」という規定しかない。ただ、増資を実施することによって、小野(政府)の持ち株比率の低下を計り、政府との関係を弱めようとする意図が見える。しかし、この案は、文書の目付

の年月日に、政府と朝日新聞の間で実際には締結されなかつたと推測される。⁽³⁾

ただ、注目する必要があるのは、この「朝日新聞改正内密規約」の日付と同日の日付を持つ「内約」と題された文書の存在である。この「内約」も、署名捺印のある正式文書ではなく、案もしくは正式文書からの写しである。「内約」の全文は、次の通りである。

内 約

第一条 ○○○○社ハ専ラ政府ノ趣意ヲ體認シ務メテ官民ノ調和ヲ図ルヲ以テ目的トス可シ

第二条 若シ内外ノ諸新聞ニ政府ノ発令又ハ処分ノ趣意ヲ誤認シ衆疑ヲ煽動スルノ論說記事ヲ掲載シタルトキハ○○○○社ハ社説又ハ記事ヲ以テ其誤妄ヲ弁駁スルヲ務ム可シ

第三条 政府ノ発令又ハ所分ニシテ○○○○社ノ意見ト全ク相反対スルコトアル時○○○○社ハ之ヲ黙過スルヲ得ヘント雖ドモ反对ノ意見アル論說記事ヲ掲載スルコト得ス

第四条 ○○○○社ハ政事新聞ノ名ヲ避ケ努メテ通俗ニ

近キヲ要シ此内約ヲ秘密ニ守ルヘシ

第五条 此内約ニ就テハ社長専ラ其責ニ任ス可シ

第六条 若シ記名ノ社長自己ニ依リ更替スルトキハ相續ノ社長更ニ記名調約ス可シ

第七条 此内約ニ依リ政府ハ○○○○社ニ向テ小野十作

ノ名義ヲ以テ株金壹万円ヲ差入置クヘシ

○○○○ハ○○○○社ニ對シテ株主タルノ權利ヲ全有

スト雖○○○○社ヲ補助スルノ趣意ヲ以テ此株ニ對ス

ル利益ノ配當ヲ受クルコト無カル可シ

第八条 ○○○○社ニ於テ此内約ニ背クトキハ政府ハ直

ニ前条ノ株金金額ヲ引上ク可シ

第九条 此内約ハ政府ノ都合ニ因テハ更ニ改正調約スル

コトアル可シ

明治十九年四月六日

○○○○局長

○○○○

○○○○社々長

○○○○

印

現存する文書は、前述の通り写しであるため、これが実

際に政府と朝日新聞の間で調印されたものかは分からない。しかし、四月二十日付けの西村虎四郎宛内閣官報局長青木貞三の朝日新聞株式預託証に「今般朝日新聞社ト特ニ内約ヲ結」と言っていることやその後の経過から見てこの「内約」は、調印されたと推定できる。恐らく、四月六日、村山が先の「朝日新聞改正内密規約」を青木官報局長に提案したのにたいし、それでは合意せず、この「内約」によって両者の合意が成立したのではなからうか。

また、この「内約」に記載されている内容は、明治十五年に朝日新聞に対する機密補助が開始されて以来、両者の間でほぼ合意していたことの成文化である。即ち、朝日新聞は、外面は中立の新聞として活動し、反政府的言論には攻撃を加える。また、中立の体面を維持するため、朝日新聞の意見と政府の立場が相違した場合は、沈黙する。「政事新聞」を避け、通俗的新聞として活動するというものである。

ともかくも、この時に村山龍平と政府の間で秘密関係継続につき一定の了解が成立したことは確かで、明治十九年五月二十日、三井銀行は、借入金金の抵当となっていた朝日新聞株式を村山に返却し、同年四月二十日官報局長青木貞

三は西村に政府出資の朝日新聞株式をこれまでと同様に預託する「証」を出している。

そして、朝日新聞は、明治十九年六月、「朝日新聞執務規定」を改定し全二十六条からなる「朝日新聞社通則」を新たに制定した。その第一条には、「本社新聞ハ、公平無私ヲ旨トシ、世上ノ耳目トナルヲ本分トス。」と編集方針をうたっている。

ところが、この「通則」は、同年七月一日から実施すると社内公表されながら、突如としてその実施が延期された。実施されたのは、それから二年後の明治二十一年五月である。この突然の実施延期の理由について、『上野理一伝』『朝日新聞の九十年』は明確に説明していない。⁽³⁴⁾しかし、実施延期の理由が、政府との秘密関係と社内体制の不安定にあったことは、これまでの一連の経過から容易に推測できることである。

明治十九年十一月末、上野理一は、主筆の織田純一郎を伴って上京することとなった。「上野の用向き」としては、支局視察のほか王子製紙や銀行筋との折衝⁽³⁵⁾が表向きの理由であったが、政府や三井銀行との接触も当然予定されていたであろう。このため、上京前に村山と上野の間で協議

が行われたと見られる。

先の「朝日新聞改正内密規約」の附箋によれば、この時、村山は、上野に同文書を自己の規約案として提示した。これに対する、上野理一の意見書が現存している。⁽³⁶⁾そこで、上野は、村山案を「大牀ハ依然旧套ヲ未脱セサル様具察仕候」と批判し、「抑モ右内規約書ハ甚不完全ナルモノト存候」と村山案の基本となっている明治十五年の内規約書の不備を次の通り指摘している。「(一)規約定款アルモ管轄庁ノ允許ヲ経ルニモアラスシテ株券ヲ発行スルカ如キハ畢竟会社ノ性質ヲ詳ニセサル等ノ不都合ナル事(以下略)」「(二)苟モ会社ノ組織ヲ以シタルニ執務役人ノ撰挙ニ任期ニ権限ニ責任等ニ未曾テ制定シタル事之レアラザル事」「(三)本社ノ資産即チ吾々カ共有ナル夥ノ財品ヲ名義人即チ一名一個人ノ持主ト仮定シテ之レヲ彌縫シアリ(以下略)」という諸点を挙げ、「此際宜敷適當ノ良法ヲ議シ以テ改正規約書中へ必ス精記明載致度存候」と改定の方角を示している。これらは、いずれも共同経営者としての上野の地位に関する問題である。そして、上野の案として、「改正朝日新聞社内密規約定款書」を提示した。これは、全二十九条からなり、明治十九年三月に上野が西村に提示した「改正朝日新

聞規約書」を基本とし、それに若干の修正を加えたものである。「改正朝日新聞社内密規約定款書」の詳細な紹介は略すが、株主・役員の特権について明確に規定し、共同所有・共同経営体制を鮮明に打ち出している。また、編集基本方針は、先の明治十八年西村宛意見書案と全く同一である。

この上野意見書に対し、村山龍平がどのような態度を示したかは、分からない。しかし、村山案と上野案とを比較して見る限り、規約書問題における両者の方針にはかなりの距離があった。上京した上野がこれらの経緯について三井側に説明し、協議したことは、これらの文書が三井に残っていることから容易に推測できる。

六

こうして、内密規約を巡って、村山龍平、上野理一、三井（政府）の間で、駆け引きが続くうちに、明治二十一年初頭頃から、ほぼ方向が固まってきた。その一つの要因は、朝日新聞が拡大し、東京進出を具体化してきたことである。朝日新聞としても、東京進出という企業の拡大を行

うためにも、社内体制を安定しておく必要があったのである。明治二十一年四月、村山龍平は上京し、「めざまし新聞」の買収をほぼ決定した。そして翌五月、これまで発表してこなかった村山龍平、上野理一の共同経営体制を社内⁽⁹⁷⁾に発表した。それとともに、上野理一は総務局長に就任し、東京進出を指揮する村山の留守を守る「大阪朝日」の責任者となったという。「しかし、この発表は社内だけに止め、社外に対しては従来そのままであった。同時にまた、去る十九年六月に制定以来実施を延期していた『朝日新聞社通則』を五月二十二日に実施した」とされている。『朝日新聞の九十年』等は、この理由をはっきり説明していないが、恐らく社内体制について村山と上野の間でほぼ合意が成立したため、両者の共同経営を社内に発表し、「通則」を実施したが、「規約書」の成文化については村山、上野、政府の最終的合意がなかったため、社外への公表ができなかったのであろう。

社内体制を安定化させた朝日新聞は、明治二十一年七月十日「東京朝日新聞」を発刊し、念願の東京進出を実現した。朝日新聞は、東京と大阪という二大都市で新聞発行する最大の新聞社となったのである。しかも、翌明治二十二

年には、東京と大阪で、それぞれ「東京公論」「大阪公論」という政論新聞をも発行した。この時期、これだけの媒体を保有した新聞社は、他に存在しない。

こうした拡大に伴い、朝日新聞は、明治二十一年十一月十五日付けで「朝日新聞社規約書」を成立させた。ところが、全く同日付けで二種類の規約書が現存している。三井文庫に所蔵されているのは、文書の写しであるが、その文面からすると、一方は外部に公表された規約書であり、もう一つは村山・上野と政府・三井銀行のみの極秘の規約書であると推定される。

外部に公表された「朝日新聞社規約書」の全文は、次の通りである。

朝日新聞社規約書

今般朝日新聞社ノ組織ヲ変更シテ組合員ノ組織ト為ス
ニ付其組合員ノ決議シタル規約ノ条々左ノ如シ

第一条 当社ハ更ニ組合員ノ合資組織ト為ス

第二条 当社ノ社号ハ故ノ如ク朝日新聞社ト称スベシ

第三条 当社ノ所在ハ故ノ如ク大阪府下北区中之島三丁目三番地ニ設置ス

第四条 当社營業ノ目的故ノ如ク朝日新聞ヲ発行シ印刷

ノ事業ヲ兼ネ当社ノ利益ヲ計ルニアルモノトス

第五条 当社營業ノ年限ハ本年本月ヨリ来ル明治二十五年六月迄トス

第六条 当社ノ株主ハ有限責任ニシテ各自ノ資産ニ及ハサルモノトス

第七条 当社ノ資本金ハ三万四千五百円ニシテ之ヲ三百四十五株ニ分チ即壹株ノ金高ヲ百円ト定メ株数ニ相当スル株券ヲ附與ス其員数及株主ノ姓名左ノ如シ

但株券ハ千円百円ノ二種トス故ニ株主望ノ株券ヲ渡スモノトス

一 貳百三拾壹株 村山龍平

一 壹百拾四株 上野理一

計三百四拾五株

第八条 当社ノ株券ハ他人へ売買譲與スルコトヲ許サス

第九条 当社ノ事務ヲ大別シテ平常ト(通則細則又慣習慣行ノアルモノヲ云フ) 臨時ト(通則細則又ハ慣習慣行アラサルモノヲ云フ)ノ二種トス臨時ノ事務ハ担任者ヨリ他ノ組合員へ協議シテ之ヲ執行ス平常ノ事務ハ担任者ニ於テ之ヲ専行ス最モ平常ノ事務ト雖ドモ重要

ノ部分ハ專行ノ後速ニ他ノ組合員ヘ報告スベシ

第十條 当社ノ權利義務ニ關係スル書面証書類ニシテ公

ノ成規アルモノヲ除クノ外必ス組合員ノ実印ヲ押捺ス
ヘシ

但其中最モ重要ナルモノヘハ組合員連署スベシ

第十一條 当社ノ財産及權義ニ關スル条件ハ一ノ簿冊ヲ

製シ詳細之ヲ登録シ以テ組合員ノ私産又ハ一己一存ノ

私事ニ錯乱セザランコトヲ要ス最登録ノ時ハ一事一件

毎ニ必ス組合員立會押印為スベシ

但本文ニ付屬スル請証書類ハ惣テ当社ニ於テ嚴重ニ

保管スベシ

第十二條 前條ノ簿冊ニ登録セサルモノト雖ドモ当社ノ

構内ニ存在スルモノ又ハ当社ノ名義名稱ヲ冠附シタル

一切ノ物品ハ当社即組合員ノ財産ナリト確認ス

第十三條 当社諸帳簿ノ内金錢出納日計及原簿ハ記載法

ニ據リ正確明瞭ニスベシ

第十四條 組合員ノ内一名ヲ社長ニ推挙ス社長ハ社務ヲ

監督シ社員雇員ヲシテ事務ヲ分担セシム其重要ノ事ハ

組合員ニ協議シテ決行スルモノトス

但其手當金ハ組合員ニ決議ニヨリテ之ヲ其定額ト

シテ支給スト雖ドモ其圍範ハ百元以上貳百元以下ト
ス

第十五條 他ノ組合員ニ於テモ分担ノ事務アリト雖ドモ

其傍社長ヲ助ケ監督ノ任ヲモ負擔スルモノトス

但其手當金ハ組合員ノ決議ニヨリ之ヲ其定額トシテ

支給スト雖ドモ其圍範ハ七拾五円以上百五拾円以下

トス

第十六條 組合員本社非常ノ節詰切ハ勿論平常ト雖ドモ

休暇ヲ除クノ外毎日出勤ノ義務アルベシ

第十七條 当社ハ組合員ノ決議録ヲ備置重大ナル議事ハ

其摘要ヲ記録シテ組合員必之ニ押印スベシ

第十八條 当社ノ損益總勘定ハ毎年三月九月ノ二回トシ

其報告ハ翌月二十日ヨリ延スベカラズ

第十九條 当社ノ營業上純益アルトキハ左ノ目安ニ依テ

配當ヲ為スベシ

一 純益金十分ノ壹 当社積立金

一 純益金十分ノ六 組合員ヘ配當

一 純益金十分ノ三 社員雇員賞与

第二十條 当社重要ナル諸帳簿表類ハ別ニ目錄ヲ拵ヘ大

切ニ之ヲ保存スベシ

第二十一条 当社ノ諸帳簿及付属諸証書類ヲ始メ其他ノ物品等擅ニ組合員ノ私宅へ提帰スルコトヲ得ズ

第二十二条 此規約書ハ固ヨリ当社ノ安全及組合員ノ権

義ヲ固鞏ナラシムル為メニ付政府ノ布令等ニシテ忽チ此書ニ影響スル場合ハ勿論其他組合員ノ協議整定シタルトキハ何時ニテモ之ヲ改正増減スルコトヲ得ベシ

右之通相違無之依テ此証書式通ヲ作り組合員各自記名調印ノ上之ヲ互領スルモノ也

明治二十一年十一月十五日

村山龍平 印

上野理一 印

この規約書では、朝日新聞の株主は、村山龍平と上野理一の二人だけしか明記されていない。株主小野十作の存在は、全く秘密とされていたのである。

また、明治十五年の規約書や明治十八年の村山案と比較すれば、第九条、第十一条の如く株主組合員の権利等について明確な規定があり、また第十四条の如く社長の独断専行を防止する規定が詳細化するなど共同経営体制が強固になっている。この点は、上野の年来の主張であり、これが

取り入れられることによって村山と上野の関係も安定化したと見ることが出来る。この明治二十一年の規約書は、その後の朝日新聞の経営体制を基礎づけたものと言えよう。しかし、この規約書の裏側に「朝日新聞社改正規約書」と題するもう一つの規約書が存在していた。

朝日新聞社改正規約書

我政府ノ法律ヲ遵守シ新聞紙ヲ発行シテ營業ノ目的トシ明治十五年七月一日ノ規約書履行セシカ本業拡張ノ為メ右規約書改正セサルヲ得ス依テ協議決定左ノ条ヲ改正内密規約ト為ス

第一条 当社ノ名義ヲ朝日新聞社トシ其発行スル新聞紙ヲ朝日新聞ト号ス

第二条 当社ノ位置ハ大阪府下北区中之島三丁目三番地ニ設置ス

第三条 当社營業目的ハ朝日新聞ヲ発行シ傍ラ印刷事業ヲ兼ヌルモノトス

第四条 当社營業ノ年限ハ本年本月ヨリ来ル明治廿五年六月迄トス

第五条 当社ノ株主ハ有限責任ニシテ株金ノ外各自ノ資

産ニ及ハサルモノトス

第六条 当社ノ資本金ハ四万四千五百円ニシテ之ヲ四百

四十五株ニ分チ即老株ノ金高ヲ百円ト定メ株数ニ相当

スル株券ヲ附與ス其員数及株主ノ姓名左ノ如シ

但株券ハ千円百円ノ二種トス故ニ株主望ミノ株券ヲ

渡スモノトス

一 貳百三拾老株

村山龍平

一 壹百拾四株

上野理一

一 壹百株

小野十作

合計四百四拾五株

第七条 当社ノ株券ハ他人ヘ売買讓與スルコト許サス

第八条 当社ノ損益勘定ハ毎年三月九月ノ二回トシ其報

告ハ翌月廿日ヨリ延スベカラス

第九条 当社營業上純益アルトキハ左ノ目安ニ依リテ配

当ヲ為スベシ

一 純益金十分ノ壹

当社積立金

一同 十分ノ六

株主ヘ配当

一同 十分ノ三

社員雇員ヘ賞与

第十条 当社資本金ノ壹万円即小野十作持老万株ハ元來

同人ニ於テ本社ヲ補助スルノ精神ニ出テタルモノニ付

右老万株ニ対シテ純益金ノ配当ハ勿論利子等ヲモ一切

支払ハサルモノトス

第十一条 当社ノ組織ハ第六条ノ如ク株主合資共有物ナ

リト雖ドモ公然明示スヘカラサル事故アルヲ以テ表面

ノ通則ハ別冊(明治二十一年十一月十五日付)当社規約ニ

依ルモノトス

第十二条 此改正内密規約ヲ改正増減セントスルトキハ

株主ノ決議ニ依リ何時モ為シ得ヘキモノトス

右之通株主確守スルノ証トシ此証書三通ヲ作り各自記名

調印ノ上之ヲ互領スルモノ也

明治二十一年十一月十五日

村山龍平 ○

上野理一 ○

小野十作代

西村虎四郎 ○

この内密規約書では、小野十作が株主であることが明示されてお、条規の内容や出資比率は、明治十九年四月六日付けの村山龍平案と比較的近い。村山の意向がかなり取り入れられたことが分かる。

また、この規約書には新聞の性格、編集綱領に関する規定は全くない。しかし、朝日新聞の編集方針については、明治十九年の「内約」がこの時期まで有効であったと見ることができ、政府としては、朝日新聞が政府の政策の代弁をするよりも、「中立」的な言論・報道活動を行うことを期待していた事情は変わりはなかった。この頃警保局長を務めていた清浦奎吾が、『村山龍平伝』に寄せている一文は、こうした政府の考えを如実に語っている。「明治二十年ごろの言論界は、非常な急躁過激な議論の盛んな時代であつた。その風濤のうちに立つて、朝日新聞は最も中正な主義を採つておつたので、政府はよほどよく見ておつた。その時分に東京日日に福地君がおつたが、世間からは随分御用新聞だといわれた。朝日はそうじやなかつた。たゞ中正な主義を取つているということから、あくという新聞が盛んになつて行けば、国家並に社会のためにもよいというので、便宜を与えたに過ぎないのである」。(38)無論、これは極秘事項であつた政府の秘密補助まで言及しているのではないが、政府は朝日新聞の「中正」な言論・報道活動に大いに期待していたのである。「急躁過激な議論」に対抗する「中正」な言論・報道活動こそ政府が望むものであつ

たのである。

七

これ以後特に規約書の有効期限であつた明治二十五年六月頃、政府と朝日新聞の關係を直接示す資料は、存在しない。この時には、規約書がそのまま自動延長されたのかもしれない。しかし、明治二十七年六月十五日、三井銀行は大阪朝日新聞株券を内閣書記官長伊東巳代治に移した。(39)これによつて、三井銀行は、この問題から手をひくこととなつたと見られる。政府が、この時期にこうした措置をとつた理由は明らかでない。しかし、これ以降政府が朝日新聞と直接に交渉を持ったのであろう。交渉の詳細は不明だが、明治二十八年四月十四日付け伊藤博文宛伊東巳代治書簡に、内閣機密費に関する報告があり、その一節に「昨年朝日新聞より取上候金貳万四千參百円」という記述がある。(40)これによれば、内閣機密費に朝日新聞より入金があつたことになる。これは、朝日新聞が、政府出資株式を買収するとともにこれまでの補助金を返済したのではないかと推定できる。即ち、明治二十七年に朝日新聞と政府との秘密関

係は一応解消したと見られる。

政府側からすれば、もはやこの時期になると、「不偏不党」新聞が新聞界の大勢となり、中立的新聞の育成の必要はなくなった。また、朝日新聞側からしても、既に大きな営業的成功をおさめており、政府との秘密関係はかえって重荷になっていたのであろう。翌明治二十八年十月、朝日新聞は、合名会社に改組したが、それは政府との秘密関係の清算が済んだことを示していると推定できる。

明治十五年から明治二十七年にいたる政府の朝日新聞に対する秘密補助と秘密出資は、この時期における「不偏不党」新聞の政治的機能を如実に示している。党派の言論の全面衝突、「多事争論」的状况において「不偏不党」新聞は、過熱した政治関心を冷却し、「多事争論」を秩序化する機能を果たしていった。特に、自由民権派の反政府言論に対し「中立ヲ仮粧」する立場から批判を浴びせ、民権派言論の鎮静化を促進していったのである。また、朝日新聞は、この間、「勸善懲惡」を主旨する小新聞から「中正」な報道を売り物にする新聞に脱皮し、営業的にも成功していったが、こうした新聞が営業的に反政府的党派新聞を圧

倒していくことは、明治政府のめざす国家体制の安定にとっても好ましいことであった。政府側からすれば、「中立」新聞の育成策は大きな成功をおさめたことになる。そして、日本の「中立」新聞はこうした過程をへて形成されていったのである。

注

(1) 山県有朋「官報発行の建議」大山梓編『山県有朋意見書』一九六六年 原書房。

(2) 国立公文書館所蔵資料。『福沢諭吉全集』第二巻にも「某日誌社への命令書案」が収録されている。しかし、『福沢全集』収録のもの第四条には、「其至急ヲ要スルノ場合ニ於テハ逐一成文ノ検閲ヲ経ス其趣旨ヲ布告掛ニ申報シ其承認ヲ得テ文案ヲ編纂シ直ニ記載スルコトヲ得而シテ何レノ場合ヲ問ハス」という文言はない。恐らく、『福沢全集』のものが福沢の手元に回付された政府原案で、公文書館所蔵の案が福沢の修正を経た案であろう。

(3) 福沢諭吉の「時事新報」創刊については、拙稿「福沢諭吉のジャーナリズム論」内山秀夫編『一五〇年目の福沢諭吉』所収（一九八五年 有斐閣）参照。

(4) 明治十四年十一月七日井上毅「人心教導意見書」『井上

毅伝・史料篇』第一巻 二四九ページ。

(5) 前掲『山県有朋意見書』。

(6) 「新聞紙発行御願」『朝日新聞の九十年』一ページ(一九六九年 朝日新聞社)。

(7) 『村山龍平伝』二二六ページ(一九五三年 朝日新聞社)。

(8) 津金沢隆広、山本武利、有山輝雄、吉田曠二『近代日本の新聞広告と経営』四六ページ(一九七九年 朝日新聞社)。

(9) 「大阪府統計書」による。

(10) 前掲『近代日本の新聞広告と経営』五五ページ。

(11) 以下は、特に注記のない限り財団法人三井文庫所蔵資料による。尚、三井文庫所蔵の大阪朝日新聞関係資料は、書簡を除けば、ほとんどが正式文書からの写しである。正式文書は、後述する通り明治二十七年に政府に移管したと推定される。

(12) 三井銀行貸付係宛朝日新聞社主村山龍平借用証書 明治十五年四月十七日。

(13) 村山龍平、上野理一宛西村虎四郎書簡 明治十八年八月二十日。

(14) 西村虎四郎宛上野理一書簡 明治十六年五月四日。

(15) 村山龍平と松方正義は、個人的親交があった。例えば、

清浦奎吾は「朝日新聞は村山龍平君が当初からやつておられ、松方伯爵と村山君とはかねて知合いであつた」と述べている(清浦奎吾「砂漠新聞」の中正)『村山龍平伝』二八二ページ)。

(16) 伊藤博文『秘書類纂・財政資料』中巻「内閣機密金勘定書」明治十八年八月五日三百八十八ページ(一九三五年 秘書類纂刊行会)。

(17) 「御約定請書」内閣大書記作間一介宛三井銀行副長三野村利助 明治十五年五月十一日。

(18) 政府保有の株式に対する配当金は、朝日新聞の損益に無関係に年八歩と定められた。三野村利助宛村山龍平書簡(明治十五年六月十九日)、「為取換約定正副証書 朝日新聞社主村山龍平 株主小野十作代理西邑虎四郎」(明治十五年七月十一日)。これは、配当金の支払いという形式で朝日新聞は、借金の一部を返していたとも言える。尚、この朝日新聞との問題に対する三井側の窓口は、西村虎四郎が担当していた。

(19) 『朝日新聞の九十年』二九二ページ。

(20) この文書は、三井文庫に所蔵されているが、朝日新聞の社史類には一切記述がない。

(21) 西村虎四郎宛上野理一書簡 明治十八年五月四日。明治

十六年六月二十三日にも上野は西村に書簡を送り、定款・規約書編製の急務を訴えている。

- (22) 明治十七年一月から明治十八年一月の西村宛村山書簡は三通あるが、定款問題に一切触れず、株主配当金支払いの事務的報告にとどまっている。

(23) 西村虎四郎宛上野理一書簡 明治十八年九月三日付け。

(24) 西村虎四郎宛村山龍平、上野理一書簡 明治十八年九月五日付け。

(25) 『井上毅伝 史料篇第二』九ページ。

(26) 西村虎四郎宛村山龍平書簡 明治十九年二月十一日。

(27) 『朝日新聞の九十年』四四ページ。但し、同書は村山の
上京の目的は東京支局設置にあったと説明している。無
論、支局設置も目的の一つであったが、政府との交渉が最
大の目的であったのである。

(28) 西村虎四郎宛青木貞三官報局長書簡 明治十九年三月十

二日付け。

(29) この文書は無署名で日付も無いが、西村虎四郎宛上野理一書簡の後に綴じられており、上野の意見書であると推定される。ただし、上野書簡にある通り、西村の加筆を経た案の可能性もある。

(30) どちらの文書も、正式に署名捺印のある文書ではない。

従って、案文もしくは正式文書からの写しであると推定される。

(31) 上野が上京したのは、後述の通り明治十九年十一月末である。

(32) 明治二十七年に三井から政府に株式が移行する際、三井銀行が依拠する規約書として挙げているのは、明治十五年と後述の明治二十一年のものであり、明治十九年は挙げられていない。明治二十七年六月十五日付け西村虎四郎発行「証」による。

(33) この文書には、「陸奥農商務大臣より朝日新聞証書類可差出し旨直令有之ニ附松方総理大臣ニ其旨上伸之上八月二十八日ニ陸奥大臣手元ニ提示之事」という附箋がある。また、この文書が綴じられている直前には、西村宛平山成信の書簡があり、朝日新聞関係書類を陸奥か平山の手元に差し出すよう命じている。これらは、明治二十四年、松方内閣の政務部設置問題において陸奥宗光が参考資料として朝日新聞関係書類を三井銀行から借りだしたことを示している。

また、文書は、平山書簡の次に「内約」、「朝日新聞社内規約」(明治十五年)、「朝日新聞社規約書」(明治二十一年)、「朝日新聞改正規約書」(明治二十一年)という順序で

綴じ込まれている。後の三文書は、実際に調印された文書である。こうしたことから、この「内約」は単なる案ではなく実際に政府と朝日新聞の間で調印されたと推定することができる。

- (34) 『朝日新聞の九十年』四二二ページ。また、『上野理一伝』が、明治十九年六月制定と紹介している「新聞紙編纂の綱領」を『朝日新聞の九十年』は、「また作成された時ははつきりわからないが、このうち数年のうちには制定されたものと推定される『新聞紙編纂の綱領』と題する次の規定がある。」と記述している。

(35) 『朝日新聞の九十年』四九二ページ。

(36) 「理一意見書」明治十九年十一月二十五日付け。

(37) 『朝日新聞の九十年』は、次のように記述している。「この実施の理由ははつきりしないが、おそらくは織田純一郎がこの月外遊の途に上り、村山社長も長期の東京滞在が予定されることから、この規定を明確に実施に移し、村山・織田の不在中でも、編集と経営の両面に支障の生じないように配慮したものであろう。」「九十年」六四二ページ。ただし、「朝日新聞通則」は明治十九年成文化したものをそのまま明治二十一年に実施したのかは、それとも修正の上で実施されたのかは、両案の全文が社史類に記載されてい

ないため不明である。

(38) 清浦奎吾「砂漠」新聞の中正『村山龍平伝』二八二ページ。

(39) 明治二十七年六月十五日付け「証」。及び六月十九日付伊東巳代治の「受領証」。

(40) 伊藤博文関係文書研究会編『伊藤博文関係文書』第二巻三一九ページ（一九七四年 瑞書房）。

本論文の作成にあたっては、財団法人三井文庫所蔵の資料を使用した。末尾ながら財団法人三井文庫に感謝の意を表したい。